

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

改正案

手数料の種別	区分	<p>(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額) 第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。</p>		
		<p>物件費及び施設費に対応する額</p>	<p>人件費に対応する額</p>	
運転免許料	大型自動車	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千五十円
試験手数料	免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千三百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	六百五十円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行	三千七百五十円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行

現行

手数料の種別	区分	<p>(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額) 第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。</p>		
		<p>物件費及び施設費に対応する額</p>	<p>人件費に対応する額</p>	
運転免許料	大型自動車	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千百五十円
試験手数料	免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千四百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	六百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項につ	四千円(法第九十

(傍線の部分は改正部分)

普通自動車 免許に係る 試験	法第九十七条 の二第一項第 一号又は第二 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	法第九十七条 の二第一項第 三号又は第五 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	五百円	千三百五十円	試験を公安委員会 が提供する自動車 を使用して受ける 場合にあつては、 三千九百五十円	について行う 試験を公安委 員会が提供す る自動車を使 用して受ける 場合にあつて は、三千四百 五十円
			六百五十円（法第九十七条の二第一項の第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千七百五十円）		

普通自動車 免許に係る 試験	法第九十七条 の二第一項第 一号又は第二 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	法第九十七条 の二第一項第 三号又は第五 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	四百五十円	千四百五十円	安委員会が提供す る自動車を使用し て受ける場合に あつては、四千二百 五十円	いて行う試験 を公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 三千四百五十 円
			六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）	千六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千八百五十円）		

特定第一種 運転免許（ 大型特殊自 動車免許、 大型自動二 輪車免許、 普通自動二 輪車免許又 は牽引免許 をいう。以 下同じ。） 又は大型特 殊自動車第 二種免許若 しくは牽引 第二種免許 に係る試験	法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	五百五十円 十円）	千二百円	法第九十七條 の二第一項第 三号又は第五 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	五百五十円 千三百五十円	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受けない場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	五百円 千円	五百円 千三百五十円	小型特殊自 動車免許又 は原動機付 自転車免許 に係る試験
---	---	--------------	------	--	-----------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-----------	---------------	---

特定第一種 運転免許（ 大型特殊自 動車免許、 大型自動二 輪車免許、 普通自動二 輪車免許又 は牽引免許 をいう。以 下同じ。） 又は大型特 殊自動車第 二種免許若 しくは牽引 第二種免許 に係る試験	法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	四百五十円	千三百円	法第九十七條 の二第一項第 三号又は第五 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	四百五十円 千四百五十円	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受けない場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	四百五十円 千五十円	四百五十円 千四百五十円	小型特殊自 動車免許又 は原動機付 自転車免許 に係る試験
---	---	-------	------	--	-----------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------	-----------------	---

再試験手数料	再試験手数料	再試験手数料
普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験
六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千三百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円）
大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験
六百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千二百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百五十円）
原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験
五百円	五百円	五百五十円

再試験手数料	再試験手数料	再試験手数料
普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験
五百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百円）	五百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百円）	千四百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千六百五十円）
大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験
五百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	五百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千五百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）
原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験
四百円	四百円	六百円

審査手数 (略)	料 經由手数	免許証更新 手数料	免許証再 交付手数	料 免許証更新 手数料	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証
							千四百円	千四百円	千四百円	千四百円	千四百円	千四百円
七百円(公安)	二百円	千二百五十円	千三百円	七百円	千二百五十円	千二百五十円	七百円	二千三百五十円	七百円	二千三百五十円	七百円	二千三百五十円
七百五十円(公安)	三百五十円	千二百五十円	千二百円	七百円	千二百五十円	千二百五十円	七百円	二千三百五十円	七百円	二千三百五十円	七百円	二千三百五十円

審査手数 (略)	料 經由手数	免許証更新 手数料	免許証再 交付手数	料 免許証更新 手数料	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証
							三百五十円	三百五十円	三百五十円	三百五十円	三百五十円	三百五十円
六百五十円(公安委員)	百五十円	千三百五十円	千三百円	七百五十円	千三百五十円	千三百五十円	七百五十円	二千五百円	七百五十円	二千五百円	七百五十円	二千五百円
九百円(公安委員)	四百円	千三百五十円	千三百円	七百五十円	千三百五十円	千三百五十円	七百五十円	二千五百円	七百五十円	二千五百円	七百五十円	二千五百円

料	技能検定 員資格者 証交付手 数料	技能検定 員審査手 数料	教習指導			
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	
委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、二千円	二百円	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	千二百円	千三百円	三千五百円	二百円
委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、九百円	九百円	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	一万八千四百五十円	一万三千二百円	一万八千二百円	九百円
公安委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、二千円	二百円	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	千五十円	千百五十円	三千三百円	二百円
会が提供する自動車を使用している場合にあつては、千円	千円	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	一万八千六百円	一万三千三百五十円	一万八千五百五十円	千円

員資格者 証交付手 数料		員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料
講習指導 員審査手 数料	講習指導 員審査手 数料						
大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る法第九 十九条の三第四項第一号 イの規定による審査（以 下「講習指導員審査」と いう。）	普通自動車免許に係る教 習指導員審査	千二百五十円	千七百円	九千三百五十円	九百五十円	講習一時間に ついて四百五 十円	講習一時間に ついて千五十 円
特定第一種運転免許に係 る講習指導員審査	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る講習指導員審査で 、これらの免許に対応す る第一種運転免許に係る 講習指導員資格者証の交 付を受けている者に対す るもの（以下「大型自動 車第二種免許等に係る教 習指導員審査」という。）	八千五百五十円	一万七百元	九千三百五十円	九百五十円	講習一時間に ついて四百五 十円	講習一時間に ついて千三百 円

員資格者 証交付手 数料		員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料	員資格者 証交付手 数料
講習指導 員審査手 数料	講習指導 員審査手 数料						
大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る法第九 十九条の三第四項第一号 イの規定による審査（以 下「講習指導員審査」と いう。）	普通自動車免許に係る教 習指導員審査	千円	一万八百元	九千六百五十円	九百円	講習一時間に ついて四百円	講習一時間に ついて千四百 円
特定第一種運転免許に係 る講習指導員審査	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る講習指導員審査で 、これらの免許に対応す る第一種運転免許に係る 講習指導員資格者証の交 付を受けている者に対す るもの（以下「大型自動 車第二種免許等に係る教 習指導員審査」という。）	千五百五十円	八千三百円	九千六百五十円	九百円	講習一時間に ついて四百円	講習一時間に ついて千四百 円

法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間に ついて七百円	講習一時間に ついて千四百円
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間に ついて二千六 百五十円	講習一時間に ついて二千円
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習一時間に ついて千百五 十円	講習一時間に ついて千三百円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて二千八 百円	講習一時間に ついて千三百円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	普通自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて二千七 百円	講習一時間に ついて千三百円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて四百円	講習一時間に ついて千円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間に ついて千五百 五十円	講習一時間に ついて千五百五十円	講習一時間に ついて千五百五十円
	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間に ついて九百円	講習一時間に ついて四百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間に ついて四百五 十円	講習一時間に ついて二百円	講習一時間に ついて二百円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間に ついて五百円	講習一時間に ついて千五百五十円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて千百五 十円	講習一時間に ついて千五百五十円
	講習一時間に ついて千五百 五十円	講習一時間に ついて千五百五十円	講習一時間に ついて千五百五十円

法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間に ついて七百円	講習一時間に ついて千五百円
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間に ついて二千六 百円	講習一時間に ついて二千百円
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習一時間に ついて千五十 円	講習一時間に ついて千四百円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて二千七 百五十円	講習一時間に ついて千四百円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	普通自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて二千六 百五十円	講習一時間に ついて千四百円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて三百五 十円	講習一時間に ついて千五十円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間に ついて千五百 円	講習一時間に ついて千六百五十円	講習一時間に ついて千六百五十円
	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間に ついて八百五 十円	講習一時間に ついて四百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間に ついて四百五 十円	講習一時間に ついて二百円	講習一時間に ついて二百円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間に ついて四百五 十円	講習一時間に ついて千六百五十円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間に ついて千百円	講習一時間に ついて千六百五十円
	講習一時間に ついて千六百 五十円	講習一時間に ついて千六百五十円	講習一時間に ついて千六百五十円

審査細目	区分	物件費及び 施設費に対 する額から減	人件費に対応 する額から減	通知 料 手数料	備考 (略)	2						
						技能検 定員 審査 を受け よう とする 者が 次の 表の 第一 欄に 掲げ る審 査 細 目 につ いて の審 査を 免除 され る者 であ る場 合に あつ ては 、法 第百 十二 条第 一項 の物 件費 及び 施設 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 又は 人件 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 は、 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄の 規定 にか かわ らず、 次の 表の 第二 欄に 掲げ る区 分 に 応じ て、 それ ぞれ 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄に 定め る額 から、 次の 表の 第三 欄又 は第 四欄 に 定め る額 を減 じた 額と する。	技能検 定員 審査 を受け よう とする 者が 次の 表の 第一 欄に 掲げ る審 査 細 目 につ いて の審 査を 免除 され る者 であ る場 合に あつ ては 、法 第百 十二 条第 一項 の物 件費 及び 施設 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 又は 人件 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 は、 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄の 規定 にか かわ らず、 次の 表の 第二 欄に 掲げ る区 分 に 応じ て、 それ ぞれ 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄に 定め る額 から、 次の 表の 第三 欄又 は第 四欄 に 定め る額 を減 じた 額と する。					
						法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習	小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 に 対 する 講 習	七 百 円	千 五 百 五 十 円	七 千 六 百 五 十 円 (当 該 講 習 が 国 家 公 安 委 員 会 規 則 で 定 め る も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 五 千 五 百 五 十 円 (当 該 講 習 が 国 家 公 安 委 員 会 規 則 で 定 め る も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 三 千 六 百 五 十 円) 	百 一 条 の 四 第 二 項 の 規 定 に 基 づ い て 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 三 千 四 百 円 	規 定 に よ り 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 三 千 四 百 円

審査細目	区分	物件費及び 施設費に対 する額から減	人件費に対応 する額から減	通知 料 手数料	備考 (略)	2						
						技能検 定員 審査 を受け よう とする 者が 次の 表の 第一 欄に 掲げ る審 査 細 目 につ いて の審 査を 免除 され る者 であ る場 合に あつ ては 、法 第百 十二 条第 一項 の物 件費 及び 施設 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 又は 人件 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 は、 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄の 規定 にか かわ らず、 次の 表の 第二 欄に 掲げ る区 分 に 応じ て、 それ ぞれ 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄に 定め る額 から、 次の 表の 第三 欄又 は第 四欄 に 定め る額 を減 じた 額と する。	技能検 定員 審査 を受け よう とする 者が 次の 表の 第一 欄に 掲げ る審 査 細 目 につ いて の審 査を 免除 され る者 であ る場 合に あつ ては 、法 第百 十二 条第 一項 の物 件費 及び 施設 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 又は 人件 費に 対応 する 部分 とし て政 令で 定め る額 は、 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄の 規定 にか かわ らず、 次の 表の 第二 欄に 掲げ る区 分 に 応じ て、 それ ぞれ 前項 の表 技能 検 定員 審査 手 数料 の項 の第 三欄 又は 第四 欄に 定め る額 から、 次の 表の 第三 欄又 は第 四欄 に 定め る額 を減 じた 額と する。					
						法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習	小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 に 対 する 講 習	七 百 円	千 六 百 五 十 円	五 千 二 百 円 (当 該 講 習 が 国 家 公 安 委 員 会 規 則 で 定 め る も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 五 千 五 百 五 十 円 (当 該 講 習 が 国 家 公 安 委 員 会 規 則 で 定 め る も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 三 千 四 百 円) 	条 の 四 第 二 項 の 規 定 に よ り 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 三 千 六 百 円 	により 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の で あ る 場 合 に あ つ て は、 三 千 六 百 円

七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に	五 技能検定の実施 に関する知識	中型自動車免許に係 る技能検定員審査	円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千九百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	千九百五十円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	二千円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千九百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千五百円
六 自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	千七百五十円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	二千五百円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千五百五十 円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	三千七百円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	二千五百五十 円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	二千五百五十 円

七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に	五 技能検定の実施 に関する知識	中型自動車免許に係 る技能検定員審査	円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千八百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	二千二百五十 円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	二千円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千二百五十 円
六 自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	千八百五十円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千九百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千四百五十 円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	三千五百円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	二千七百円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	二千七百円

<p>規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千六百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。</p>
----------------------------------	--

<p>規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千八百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。</p>
----------------------------------	--

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習

指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に對する額から減ずる額	
		物件費及び施設費に對する額から減ずる額	人件費に對する額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百五十円	三千六百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百五十円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	百円	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二百円	四千五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千三百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	二千円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千二百五十円
	三 学科教習に必要な教習の技能		

指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に對する額から減ずる額	
		物件費及び施設費に對する額から減ずる額	人件費に對する額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	二百五十円	三千九百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百円	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百五十円	四千三百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千四百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		千四百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千四百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	千八百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千三百五十円
	三 学科教習に必要な教習の技能		

<p>事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識</p>	<p>備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千六百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千九百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。</p>
<p>事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識</p>	<p>備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。</p>

<p>である場合 三千六百元</p>	<p>で定めるものである場合 にあつては、五千四百五十 十円)</p>
<p>ついて四百</p>	<p>講習一時間について千四 百五十円</p>
<p>に改める。</p>	
<p>る場合に あつては、五千八百円) 四百円)</p>	<p>定めるものである場合に あつては、五千八百円) 講習一時間について千四 百五十円</p>
<p>ついて四百</p>	<p>講習一時間について千四 百五十円</p>
<p>に改める。</p>	